

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ

【幼児教育・保育無償化の対象施設について】

質問	回答
1 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業の利用が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか。	<p>保育の必要性の認定が必要です。 保育所・認定こども園(保育認定)または特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合に無償化の対象となります。子育てのための施設等利用給付認定申請を市に申請し、新2・3号認定を受けることにより、保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳児から5歳児までの場合、月額3.7万円)まで給付を受けることができます。また、認可外保育施設等の利用と併せて、給付を受けることができます。</p> <p>※認可外保育施設等とは・・・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業のことをいいます。</p>
2 保育所に通っている子どもが病児保育事業を利用した際に、その利用料が幼児教育・保育無償化の対象になりますか。	<p>保育所・認定こども園(保育認定)または特定地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も病児保育事業を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。</p> <p>※特定地域型保育事業とは・・・家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育業、居宅訪問型保育事業のことをいいます。</p>
3 ファミリーサポートセンター事業は、どのような内容であれば子育てのための施設等利用給付の対象になるのでしょうか。	<p>ファミリーサポートセンター事業は、保育所・認定こども園(保育認定)または特定地域型保育事業を利用できていない方に対する代替的な措置として、原則として、「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから施設等利用給付の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外となります。</p>
4 保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	<p>保育所・認定こども園(保育認定)または特定地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定(11時間)、保育短時間認定(8時間)どちらの場合も延長保育を利用した際の延長保育料は従来どおり徴収することとし、無償化の対象とはなりません。</p>
5 企業主導型保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	<p>企業主導型保育事業は、特定子ども・子育て支援施設等ではないため、子育てのための施設等利用給付の対象にはなりません。子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)によって、3歳から5歳までの子供と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の標準的な利用料が無償になります。</p> <p>※標準的な利用料とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことであり、平成30年度における額は、0歳：月額37,100円、1歳・2歳：月額37,000円、3歳：月額31,100円、4歳以上：月額27,600円となります。</p> <p>※無償化の実施後においても、3歳から5歳までの子供の主食費・副食費については認可保育所と同様に、原則、施設が利用者から徴収することとなります。</p>
6 幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は幼児教育・保育無償化の対象となるのですか。	<p>保育の必要性のある子どもが幼稚園、認定こども園(教育認定)と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び利用している幼稚園での預かり保育の利用料は子育てのための施設等利用給付の対象となります。</p> <p>これに加え、認可外保育施設等を利用する場合については、下記のいずれかの要件を満たした場合にのみ、子育てのための施設等利用給付の対象となります。具体的には、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が</p> <p>①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または ②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満</p> <p>のいずれかの要件に該当する場合には、預かり保育事業だけでは保育ニーズが充足されない場合が強く想定されるため、預かり保育事業に係る施設等利用費の上限額(月額1.13万円。住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円。)から預かり保育事業に係る施設等利用費の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となります。在籍する幼稚園で預かり保育が提供されていない場合、在籍する幼稚園が上記のいずれかの要件に該当し、預かり保育事業を利用されていない場合も含まれます。</p>

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ

7	保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育所・認定こども園(保育認定)または特定地域型保育事業を利用している方については、認可外保育施設等の利用は子育てのための施設等利用給付の対象にはなりません。
8	居住している市とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても、子育てのための施設等利用給付の対象となります。
9	居住している市とは異なる市町村の幼稚園(私学助成園)を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	居住している市町村とは異なる市町村の幼稚園(私学助成園)を利用した場合についても、その利用料(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。以下同じ。)について、月額2.57万円を上限として子育てのための施設等利用給付の対象となります。保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育事業についても月額1.13万円を上限に子育てのための施設等利用給付の対象となります。
10	幼稚園(私学助成園)の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額は自己負担になりますか。 例:利用料が月額3万円の場合は、4,300円	幼稚園(私学助成園)が月額2.57万円より高い場合、その差額は利用者の自己負担になります。例でいえば、4,300円が自己負担となります。また、利用料が月額2.57万円よりも低い場合においては、2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。
11	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額はいくらですか。	給付の適正を図るため、施設等利用費の支給額の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みとなります。
12	幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用料が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。	年単位(年度単位)ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、利用実績額が施設等利用費の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の施設等利用費上限額で超過分を補填することはできません。
13	幼稚園(私学助成園)の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育事業の施設等利用費の上限月額額は1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額ですか。 例:月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、3.7万円-1.7万円=2万円となるのか	幼稚園の利用料(教育標準時間部分)と預かり保育事業の利用料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育事業の施設等利用費の上限額となります。
14	保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子どもが、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。	年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子どもが利用する預かり保育事業については、保育の必要性があり市町村住民税世帯非課税の場合に、施設等利用給付第3号認定を受けることにより、子育てのための施設等利用給付の対象となります。その場合の預かり保育事業の施設等利用費の上限額は、月額1.63万円となりますが、日額単価(450円)で、利用量に応じた支給額の計算を行うこととなります。

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ

15	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の利用料を無償化することを基本的な考え方としています。このため、保育所等を利用する子どもについて、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。一方、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされていること②満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多いこと③現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としていること、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが子育てのための施設等利用給付の対象となります。
16	教育・保育給付認定においては、特定教育・保育施設等を利用していない場合には、年度が変わっても保育の必要性を再確認しておりませんが、幼児教育・保育の無償化が実施されても、保育の必要性の再確認については、これまでと同様の運用でよいのでしょうか。	保育の必要性の確認に係る現況確認については、毎年度実施する必要がある、またその確認は利用開始日までに行う必要があります。

【幼児教育・保育無償化に伴う副食費の取扱いについて】

17	保護者から徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。また、特定教育・保育施設における食材料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。	保護者から施設が徴収している教育・保育において提供される便宜に要するこれらの経費は、無償化の対象とはなりません。また、特定教育・保育施設における食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供の食材料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯及びひとり親世帯等については、市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯については副食費が免除となります。さらに、全所得階層の第3子以降の子(多子のカウント方法はこれまでと変わりません。)が免除の対象となります。なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。
18	副食費を施設が徴収することとする趣旨は何でしょうか。	食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。幼児教育・保育の無償化にあたり、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の報告書(平成30年5月)において「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。」とされたことを受け、教育・保育給付第1・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とすることとしました。なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。
19	幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。	私立認可保育所を利用する教育・保育給付第2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、教育・保育給付第2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。
20	幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。	私立認可保育所を利用する教育・保育給付第2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、教育・保育給付第2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ

21	副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。	<p>教育・保育給付第2号認定子どもの副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得世帯等については、負担が増えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、副食費を免除することとします。</p> <p>具体的には、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯及びひとり親世帯等については、市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯については副食費が免除となります。さらに、全所得階層の第3子以降の子(多子のカウント方法はこれまでと変わりません。)が免除の対象となります。</p> <p>※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児・その他市町村長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がいる世帯の一部の子及び全ての世帯の第3子以降の子</p>
22	副食費の施設による徴収額は施設によって異なると思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。	副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。この際、これまで教育・保育給付第2号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたって、この月額4,500円を目安とします。
23	アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。	副食費の徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めることはできません。